

副 議 長 以上で受付番号第8号、秋田谷光彦君の一般質問を終わります。  
次は私、南雲まさ子の一般質問となりますので、議長を飯田一君と交代いたしますので、議長席に移動してください。

( 飯田一議員 議長席に着席 )

仮 議 長 仮議長となりました飯田一です。よろしくお願いいたします。  
引き続き一般質問を行います。受付番号第9号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第9号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、空き家・空き地対策について問う。

要旨。空き家・空き地は少子高齢化社会の進展に伴い年々増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、対策の推進は欠かせないと考えます。

(1) 本町の空き家・空き地の現状と対策についてのお考えは。

(2) 令和5年12月13日「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。この法律は空き家に関してですが、空き地も含め町としてどのように対応されていくのか。

(3) 空き家・空き地の有効活用につながる「空き家・空地バンク制度」の現状と課題について。お願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の本町の空き家・空き地の現状と対策及び3つ目の空き家・空地バンク制度の現状と課題について、ちょっと同様な内容になることから、まとめて回答させていただきますので、御承知のほど、よろしくお願いいたします。

まず、空き家等の現状につきましては、町が把握している空き家及び空き地と思われる件数を申し上げますと、令和3年度に空き家等の現地調査を実施したところ、松田町全域で139軒の空き家等を確認しております。また、空き地につきましては、人口減少や相続放棄などにより今後も増加していくことが予想されますので、現在、空き家と同様に空き地がもたらす影響や土地基本法、所有者不明土地法などに基づき、空き地における規定等を定めて実態調査等を

進めておるところでもございます。なお、空き地の活用状況につきましては、空き家・空地バンクに7件登録をされている状況です。

次に、空き家等となる主な要因、課題については幾つかありまして、1つ目として、高齢化の進展や相続放棄などにより所有者が特定できないとか、2つ目、活用や除去の意思がないとか、3つ目、情報・知識不足とか、4つ目に、空き家等の改修や解体費用を負担できないなどがあります。課題解決に必要な対策としては、平成19年度よりスタートした空き家バンク制度によって、空き家等の所有者等の意向などを踏まえて空き家バンクに登録していただいております。所有者等とのマッチングや空き家対策における町の支援事業等の情報提供を行っております。この空き家バンクとの政策間連携として、平成28年より空き家バンク掲載物件に入居された方を対象に家賃を補助する民間賃貸住宅家賃補助制度も同時に施策展開をしております。

また、相談窓口の一本化を図ることを目的に、令和3年度になりますが、国の住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に申請し、採択された空き家の利活用を促進する地域コミュニティ協働型「まつだ移住相談所」を設立し、町内から移住相談所の委員を中心に、実際に空き家利活用等に必要な知識や地域情報等の研修プログラムを受講していただき、空き家所有者からの相談やマッチング支援など、官民連携により取り組んでまいりました。さらには、令和5年度より空き家の活用促進及び定住支援を目的に、空き家改修事業補助金及び解体事業補助金制度を創設し、空き家活用に向けて取り組んでいるところでもございます。

その結果、令和3年度の空き家・空地バンクの登録件数は、町全体で延べ125件、うち空き地としては8件で、空き家の成約件数につきましては、松田地区で3件、寄地区で4件、計7件。空き地の成約件数につきましては、松田地区2件、寄地区0件、計2件でございます。令和4年度におきましては、登録物件数が153件、そのうち空き地は11件でございます。空き家の成約件数は、松田地区8件、寄地区6件の計14件となっております。空き地の成約件数は、松田地区で2件、寄地区1件の3件でございます。令和5年度現在の状況では、

登録物件数が164、そのうち空き地が13です。空き家の成約件数につきましては、松田地区で3件、寄地区で2件、合計5件。空き地の成約率については、松田町は0件で寄地区1件の合計1件というふうな状況でございます。

本町にとって、地域資源を活用した空き家・空地バンク制度は、定住・移住に向けて期待できますので、今後も地域の皆様方や不動産業者様等の民間事業者、法律などに関する専門家と連携して、移住・定住者や民間事業などへの周知方法を強化するなど、引き続き定住対策に取り組んでまいります。

2つ目にお答えいたします。危険な空き家等につきましては、管理不全空き家や特定空き家について、政府は空き家対策を推進するため、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等の除去等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するため、特別措置法の一部改正が2023年3月に閣議決定され、6月に可決成立いたしました。この改正案は大きく4つございまして、1つ目は所有者の責務の強化、2つ目に空き家等の活用の拡大、3つ目が空き家等の管理の確保、4つ目に市町村の特定空家等の所有者に対する報告徴収権の付与及び緊急代執行制度の創設でございます。

本町では、まず昨年12月に法改正における管理不全空き家等において、令和3年実施の空き家等実施調査を基に、所有者等の確認と法に定める、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家の現地確認を、準備が整い次第、その情報を基に、管理不全空き家等と思われる物件の所有者等への指導・助言を行ってまいります。併せて、法改正に伴い、町空き家等対策計画においても、管理不全空き家等については規定等を定め、実効性がある改定を現在進めておるところでございます。

そのほか、法改正における対応につきましては、原則法令規定に基づき、町の地域性や行政の役割、所有者等の役割分担を含め、優先順位の高い案件から、関連団体や民間事業者と連携・協議を行い、空き家の活用や予防に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番 南 雲 一定の御答弁を頂きましたので、再質問を行わせていただきます。全国で増え続けている空き家・空き地が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生面などで地域環境に悪影響があり、対策を強化していくことは重要だと考えます。私も町民の方から空き家・空き地の苦情や御相談を頂くことがあります。

そんな中、職員の方の御努力もあったと思いますが、宅地になったところもあります。国により、2015年に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法、すなわち空家法により、倒壊のおそれのある空き家を特定空家等と規定し、自治体が立入調査や除却の命令、除却の代執行が可能となりました。そのことにより、空き家の除却や修理・修繕が各地で進められてきました。しかし、人口減少や高齢化により、総務省の2018年調査によると、賃貸・売却物件や別荘などを除き、使用目的のない空き家は全国に349万戸あり、1998年からの20年間で約1.9倍に増えています。国交省は、このままのペースでは2030年に約470万戸まで増える推計をしていて、放置され、特定空家等となる前の対策が欠かせなくなっています。

本町においても同様と考えます。隣の空き家の庭の木が大きくなってしまい、いつ倒れて自宅が潰されるかと思うと、とてもストレスになっていると、御相談は深刻となっています。御答弁に、本町の空き家・空き地の状況は令和3年に139件あり、空き地についても今後増加していくことが見込まれると、状況は厳しいです。このような空き家等の所有者が問題を相談しやすくするための相談体制の環境を整えることが大事だと思いますが、本町のお考えを伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、松田町の空き家の相談の窓口ということでございます。令和ですね、3年度に、松田町移住相談所というのを設立しました。ここはですね、移住を含めたものとですね、その空き家に対する相談を兼ねてやっております。令和3年度におきましては12件の相談がございました。そして、令和4年度14件、これ空き家だけです。令和5年度において、現在まで16件の空き家の相談でございます。そのうちの6割、7割はですね、空き家に入りたいとか、いいところありますかとか、そういうものが主なものでござ

います。危険な、いわゆる特定空家等と想定されるような案件については、ほとんどないような状況でございますので、その辺も含めてですね、今後法改正も含めてですね、広く所有者等の責務の周知でございますね、を徹底していきたいというふうに考えております。

またですね、空き家の相談があったときに、町のほうにあったときにですね、令和2年に空き家・空き地対策のワーキングチーム、町の部局の、各部局ですね。税務課をはじめ、まちづくり課をはじめ、そのまとめが定住少子化担当室というところで今やっております。そこでもですね、いろんな議論をしてですね、その空き家に対してどうするかというのをまず一步、窓口として受け入れて調整するという会議体もございますので、その辺も併せて今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 南 雲 今後、一本化の窓口を設けるという御答弁でしたが…ごめんなさい。現在も町民の方が相談したいと思って、多分ホームページとかを見ると思うんですけども、そういうような御案内が全然なくて、小田原市さんでは令和5年度から空き家相談窓口をワンストップとし、市民から相談しやすくなったと、相談件数が令和4年の4倍になったそうです。小田原市さんのホームページには空き家をどうにかしなければいけないが、どこから手をつけてよいか分からないとお困りの空き家所有者、利活用、リフォーム、建て替え、土地の境界、相続などの空き家に関する様々なお悩みにワンストップで対応しますと掲載されています。小田原市さんのように、本町の空き家・空き地をどうにかしなければならぬとお考えの方に相談しやすくするために、ワンストップ窓口の案内をされたらと思いますが、御見解を伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。先ほどですね、令和3年度に立ち上げた、移住ってこの名前が多分いけないと思うんですけども…いけないというか、ごめんなさい。最終的には移住に向けてという形があってですね、そこでですね、そういういろんな部分の、幅広く受け入れて、SNSとかこういう形でできるようになってるんですけど、そこをちょっと名称も併せてですね、空き家の相談ここで受けますというホームページを、ちょっとうまく変えながらですね、

窓口を広げていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 南 雲 よろしくお願ひいたします。空家法の一部改正に…改正する法律に移らせていただきます。政府及び所管の国交省において、特定空家等の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、適切な管理を総合的に強化する必要があるとし、2023年3月に閣議決定し、昨年12月に空家法の一部を改正する法律が施行されました。改正の主な内容として、1点目として、空き家所有者が国、自治体の政策に協力する努力義務、2点目として、状態が著しく悪い特定空家の予備軍として、管理が不十分な物件を新たに管理不全空き家と規定し、改善の行政指導に従わなければペナルティーとして住宅の固定資産税の優遇措置の適用されない仕組みを設ける。3点目として、空き家等活用促進区域として、市区町村が区域や活用指針を定め、用途変更や建て替え等を促進し、市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用要請ができる仕組み。4点目として、財産管理人により、所有者不在の空き家を処分できる。5点目として、支援法人制度として、市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用法人に指定できる等です。

この改正法の中で、今後の空き家対策を推進する上で、特に影響が大きいものとして、放置すれば特定空家等となるおそれがあるものが管理不全空き家等と認定され、勧告されると固定資産税の住宅用特例が受けられなくなること、また、所有者が不明等の場合、空き家等の管理や処分を行うことができる財産管理人の選任請求権は民法上、利害関係人に限定されていましたが、空き家等の適切な管理のため、必要と認められるときは町長も選任請求が可能となります。そこで町は、管理不全空き家等と認定するためにはどのような手順を踏んでいるのか伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、法が改正されて、今まで特定空家等ということで、法に基づいて指導、助言、勧告をし、さらに命令をした上で、行政のほうで代執行、法に基づく除去というようなものが、その特定空家となり得るおそれのある前の段階に管理不全の空き家等ということで、市町村長がそれを認めて、そこでまた勧告をした場合については同じように、先ほどの税

制上の特例措置が解除されるというようなものでございます。これはほかのどの市町村もいろいろ聞いてるんですけども、いろんなガイドラインを作っているところとか、今探してもほとんどありません。ありませんが、私たちとしましては、今、空き家の計画を改定します。このために改定をしています。それで、管理不全の状態の空き家等に対するフローチャートとかも作りながらですね、今その物件、先ほど139件あるその物件に対して、いわゆる特定空家風の空き家については15軒ほどあるんですね。あるんです。これは多分外視というか、外で見てという形になりますので。一度ここです、町としてその所有者の確認と、今後管理不全と思われる物件の139について図面で確認をして、これは行政職員です、目で見て確認するような行為に入る予定です。その中でですね、最終的にそのようなものを求めて、これです、どうやって判断するのかというところ、誰が決めるのか。これ市町村という話になりましたので、町がですね、特定空家の場合は審査会みたいなのをつくって、そこで確かに特定空家と定めて、そこでゴーする形になるんですけども、国のほうの制度ではですね、ここの管理空き家は町がもう独自で決めて、独自でやっていいですよというような形なんですね。なので、町としては一応、国のガイドラインがあります。フローチャートもあります。それに準じて進めていくという流れで、今、調整を取っています。それを松田町の空き家計画の中に、細かくではないですけども、ちゃんと定めながら、今、改定をしてるということでございますので、最終的には特定空家等を出さない。所有者がですね、どういう意向であるのか、そこが一番大事なので、空き地もそうなんですけども、あれは空き地だよって勝手に私たち言ってますけど、いやいや、そんなことないよって。よく一番最初、この空家法ができたときに、空き家調査をさせてくださいってことで広報で流したんですね。そうしたら、私、住んでないけども、空き家じゃないという、結構苦情が来たんです。なので、やっぱり所有者等がどう今、ことになっているのか、確認をしながらやらないと、先ほどの法改正における、いわゆる町のほうに協力するというのが当たり前のことであるというふうに言ってるんですけども、そういうのを含めて連携していかなくちゃいけ

ないというのもありますので、その辺を踏まえてこの管理不全空き家の認定…認定というか、確定を進めていくというところです。これもですね、早い段階でもう進めていますので、ある程度見えたら件数等も出てくるかというふうに思います。以上です。

10番 南 雲 今、2期の計画が素案で載ってますよね、ホームページに。そこに載っていることで計画が進められてて、細かくはやっていないということなんですけど、実態調査の計画とかをスムーズにするために、計画をこの管理不全空き家に定めるため、認定するための計画を細かく立てたほうがスムーズにいくと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょう。

参事兼政策推進課長 そうですね、細かくは別にですね、計画なんで、大きな管理…についてはこういうふうにしています。その代わり、別にですね、今、フローチャート、こういうのがあります。これは町で国に基づいて作ったものを、じゃあ、今後どうしていこうかというものを別冊でですね、ガイドマニュアルみたいな形で作っていきますので、その辺はよろしく願いをいたします。以上です。

10番 南 雲 お願いいたします。また、空き家等の適切な管理のため、必要と認められれば、町長は選任請求ができるようになりますが、必要と認めて選任請求ができるようにするためにはどのような手順を取られるのか伺います。

参事兼政策推進課長 そうですね、法改正の中で財産管理人の選任請求権を付与するというような話になっています。いわゆる、先ほどもちょっと議員のほうからもありましたとおり、民法におきましては、いわゆる住所や居住をしている場所に容易に戻る見込みがない場合に、利害関係者等の請求によって、家庭裁判所のところにですね、財産管理人について必要な処分を命ずる、いわゆる不在者財産管理制度等を定めています。今回その命ずる、あれですね、関係人以外に松田町長においてもその請求権が付与されていますよというところがございますので、これはですね、今後進めていく建物等の状況や所有者等ですね、所有者等の措置状況を踏まえてですね、ここは仮称、今、仮称まだなっておりますが、特定空家等審査会というのを立ち上げます。ここにおいて協議をし、必要に応じて対応するという形になってくるというふうに今は考えております。以上です。

10番 南 雲 本当に不在者の空き家というのが、本当に今までもかなり皆さん困っていらっしやる方が多くいられたということで、審査会、ぜひよろしく願いいたします。

それで、財産管理制度を活用するようになった場合には、申立人となる町が予納金を裁判所に納めることとなりますが、予納金の予算措置がされているのか伺います。

参事兼政策推進課長 令和6年度予算については、今されておる状況じゃございません。ただし、必要に応じて、その状況になれば財政担当として進めていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 南 雲 よろしく願いいたします。空き家・空地バンクについての再質問に移らせていただきます。

御答弁で、令和3年から令和5年で空き家・空地バンクの登録件数は、空き家で117件、142件、151件。そのうち成約数は7件、14件、5件。空き地は、8件、11件、13件。そのうち成約件数は、2件、3件、1件と、官民連携による取組等工夫されて成果に結びついていると思います。令和6年の当初予算に民間の空き家・空き地・空き室解消に向けた若年世帯、子育て世帯及び学生居住支援、また空き家・空き地の有効活用に向けた誘導策の展開の事業が予定されていて、空き家・空地バンク事業の推進に結びつけています。このような事業のために、管理不全空き家等や特定空家等にならないための対策で、空き家等の適正管理のための周知啓発が大事となります。本町では空き家発生予防事業でリーフレットを作成し、終活講座兼空き家予防講演会として、平成29年12月、平成30年1月、2月と、3回開催されましたが、その後、このような講演会が開催されているのか伺います。

参事兼政策推進課長 そうですね、先ほど言われたとおり、予防事業ということが非常に大事だということでございます。この空き家の町の計画にもですね、予防、そして活用、最後に安心・安全、特定空家と安心・安全、この3つを掲げて取り組んでいるところでございます。この予防については、私も定住少子化担当室になってですね、どう予防してくかというところで、これ国の補助金を活用してですね、

事業を進めてまいりました。29年3回開催をしてですね、終活支援事業という、「終活」という言葉を使って、空き家だけではなくて、今後のいろんな部分で終活が大事だということを掲げたところ、延べ101名の参加者ということで、どちらかというと空き家というよりはやっぱり皆さん終活、変なものを残したくないな、家族にとか、そういう気持ちがすごい高いのが分かったところでございます。なので、今後も福祉課と連携をしながら、こう終活事業大事だよということで進めてきた状況です。30年度にも2回開催をして、ここ延べ40人。そこでもですね、先ほどのリーフレットをしっかりと皆さんに配って、終活のノートも渡して進めてきたところでございます。

それからですね、ちょっと時間置いて、令和4年度にですね、1月と2月に、終活という観点じゃないです。相続ですね。住宅に関して、やっぱり相続の関係もありまして、こちらは包括連携事業者さんが主催で、主体でですね、相続セミナーを延べ3回やっていただきですね、そこにやっぱり住宅の関係とかを周知をして、空き家対策に取り組んだという状況もでございます。

そのほかですね、相続に関係するものにつきましては、町民向けの税理士セミナー、令和4年度にやっております。参加者数は28名。そのほか、定住のほうであった空き家の利活用セミナー。これはウェブでやったんですけども、参加者が6名ほどだったんですけども、そういう事業にも取り組んでおります。そのほか、ちょっと福祉課に確認をしたところ、令和5年度においてあしがら後見センターによる終活に関する講演会、松田町の方は5名ほどなんですけれども、全体としては50名ぐらいの参加でですね、その終活に関する取組を町として、連携してですけども、取り組んでいる状況でございます。なおですね、介護保険の家族介護教室におきましてもですね、3月の実施を予定してるんですけども、終活に関する研修会を今進めているところでございます。

また、先ほどの予防についてはですね、各課がですね、それぞれ、例えばお亡くなりになられた方がですね、住宅どうしようとか、そういう相談があった場合は、それぞれ担当課がそういうふうな情報提供を一緒にしてるということで連携して、町として取り組んでいるというところを報告をさせていただき

ます。以上です。

10番 南 雲 本町で行われているその講演会というのは、新たな空き家や空き地の予防対策等の周知啓発のために非常に有効と考えます。茨城県の日立市さんでは、新たな空き家を生み出さないための3枚のリーフレットを作成しています。今、ひたちなか市さんからリーフレットを頂いていまして、このような、3枚ございまして、後でお渡ししますけど。このリーフレットを終活兼…終活講座兼空き家予防講演会として、平成29年12月、平成…あ、ごめんなさい。このリーフレットを…リーフレットなんですけれども、1枚目は「空き家について困り事はありませんか」で、空き家や、居住や使用している土地・建物の所有者に対し、空き家の適正管理の必要性や、空き家になる前の予防が大切であることを発信し、固定資産税・都市計画税納税通知書に同封し送付を行っていて、相談数の増加につながっています。2枚目は「住まいの終活始めませんか」で、後期高齢者医療保険納入通知書に同封し送付を行うとともに、高齢者の目にとどまりやすい高齢福祉課や社協の窓口にあります。3枚目は空き家バンクの御案内です。3枚ともイラスト入りで、とても読みやすくなっています。そして2023年度からパンフレットを、こちらに頂いてますけど、こういうパンフレットを活用して、住まいの終活の出前講座を公民館などで行っています。パンフレットには不動産業者等の広告が掲載され、空き家バンクにつなげていく内容となっています。空き家等になってしまったからどうしようとする前の対応を考えるきっかけをつくる、このような重層的に周知啓発につながる工夫がとても大事だと思いますが、町の御見解を伺います。

参事兼政策推進課長 情報提供、非常にありがとうございます。町としてもですね、多くの方に目に届くような形の方法を模索をして今後取り組んでいくのと同時にですね、先ほど終活については非常にやっぱり町としても、どう1つの窓口にして、空き家だけじゃないところにこう結びつけるかというのがありますので、今後はですね、これ全般的に福祉課、あるいは社会福祉協議会と連携をしながらですね、終活の体制の窓口とかについても検討していきたいなど。それがいわゆる住民福祉の増進というところに絶対つながりますので、その辺はちょっと連携して

情報提供しながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

税 務 課 長 先ほど納税…固定資産税、都市計画税の納税通知書へのリーフレットの同封ということでお話ございましたけれども、当町におきましても、定住少子化担当室で作成いたしました「空き家にしないための対策を」と、こういうような両面刷りの、納税通知書、固定資産税の納税通知書に同封をさせていただいております。

10番 南 雲 すみません、この間、頂きに行ったときになかったもので。すみません。すみません、ありがとうございます。

じゃあ、承知いたしました。ありがとうございます。じゃあ、最後に町長のほうから、この対策について御見解を伺いたいと思います。

町 長 3分ですね。御質問頂いた件については、もう本当に前の答弁もやりましたけれども、本当、非常にこの松田町の財産だと思ってます。しかしながら、その財産を生かすに当たって、どうやって相談していいかとかというふうなことがあってですね、うちらも、小田原市さんの話ありましたけど、いつも、あれですよ、先にやってるんですよ。やってるんだけど、もう周知活動が本当できてないということもあります。これからはですね、来年度、新年度からは予算ちょっとお認めいただいてからになりますけども、一応チラシだとか何かいろいろなものですね、全戸配布、全てのところに全部入ります。ですので、今までこう自治会に入らなければ見れなかったような内容も全部見れることになると思うので、やっぱりそういった方こそ一番多分困ってるんだろうなというふうに思ってます。

だから、そういったことなんかもやりながらですね、やっていきますし、やっぱりこう町からやっぱり、もう既にこうやってるのが、ホームページに載せてますとか、チラシ出しました。待ってるんですね、こっちが。じゃあやっぱり浸透していかないというのはもう言ってるんですけど、なかなかこうできてないところもありますから。もう皆さん方の御協力も頂きながらになるかと思っておりますけども、やっぱりこう出張するとか、出ていくということ、やはりこう現場にやっぱり出ていくことが非常に大切だというふうに思ってます。

その辺はしっかりとですね、事務ができるだけじゃなくて、地域の方々のコミュニケーションができるようにしていきたいというふうに思っています。

先ほどデマンドの話もありましたように、デマンドが出ていったときに、そこで一緒に終活のことを一緒にやったりとかすることもできると思いますし、フレイル活動とか、「地域の茶の間」のときにも同じようにデマンドのやつ話をしたりだとか、要は掛け算ができるはずなんです。しかし、何となくこう縦割りになってて、あそこでやってることは分かりませんみたいな、そんな話ですよね。それじゃあ非常にもったいないです。非常に。

先ほど終活のこともありましたけど、福祉課長が手挙げて言うのかなって待ってましたけど、言わなかったんで、あえて私が言いますけど、来年から社協さんのほうで本格的に終活活動について、予算をもらってですね、地域の方々の御心配方をやっていくというような事業もあります。やっていく予定でいます。あくまで予定ですね。そういったことなんかも、全くやってないんじゃないくて、やってるんです。ただ、そこをこの場で終わらせるんじゃないくて、町民の方々がとにかく知っていただくというものに注力をして取り組んでまいりたいというふうに思っています。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。以上で一般質問を終わらせていただきます。

仮 議 長 以上で受付番号第9号、南雲まさ子君の一般質問が終わりました。

副議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

( 南雲副議長 議長席に着席 )

副 議 長 暫時休憩いたします。休憩中に昼食を取ってください。午後は1時より再開いたします。 (11時45分)